

転出入の手続きについて

市外に転出するとき

- ① 転出が決まったら、八木原小学校に連絡をお願いします。
- ② 四街道市役所庁舎1階の窓口サービス課で転出の手続きをお願いします。
- ③ 窓口サービス課で発行された「転退学通知書」を八木原小学校にお持ちください。
- ④ 八木原小学校より、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をお渡しします。
- ⑤ 転出先の市役所等で転入の手続きをお願いします。
- ⑥ 転入先の市役所等で発行される「転入学通知書」と、八木原小学校からお渡しする「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を転入先の小学校に提出してください。

市内転居で転校するとき

- ① 転居が決まったら、八木原小学校に連絡をお願いします。
- ② 新しい住所に住み始めてから14日以内に、四街道市役所庁舎1階の窓口サービス課で転出入の手続きをお願いします。
- ③ 窓口サービス課で発行された「転退学通知書」を八木原小学校にお持ちください。
- ④ 八木原小学校より、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をお渡しします。
- ⑤ 窓口サービス課から発行された「転入学通知書」と、八木原小学校からお渡しする「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を転入先の小学校に提出してください。

市外から転入するとき

- * 本校に転入することが予めわかっている場合は、八木原小学校に連絡をお願いします。
- ① 四街道市役所庁舎1階の窓口サービス課で転入の手続きをお願いします。
- ② 窓口サービス課で発行された「転入学通知書」と、転入前の小学校で受け取った「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を八木原小学校にお持ちください。
- * その他、転入前の小学校で受け取った物があれば、併せてお持ちください。

入学の手続き

- ① 小中学校に次年度入学されるお子様の場合、保護者様あてに、1月末までに「入学通知書」が送付されます。
- ② 1月末以降に四街道市に転入される場合、随時「入学通知書」が発送されることとなります。
- ③ 4月1日以降に転入・転居の手続きをされた場合、直接「入学通知書」が発行されます。四街道市役所第二庁舎2階の四街道市教育委員会学務課にお越しください。